

子育て世帯臨時特例給付金・臨時福祉給付金について

4月から消費税率が8パーセントへ引き上げられたことに伴い、一定の方々への税負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として対象者にいずれかの給付金を支給します。

子育て世帯臨時特例給付金

■給付対象者

基準日(平成26年1月1日)に松伏町に住民票があり、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)を受給していて、平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない方

※ただし、臨時福祉給付金の対象者(町民税非課税の方等)及び生活保護の被保護者を除きます。

※平成26年1月2日以降に松伏町へ転入された方は、基準日(平成26年1月1日)現在の住所地まで連絡してください。

■給付金額

平成26年1月分の児童手当支給対象児童1名につき1万円を1回支給

■申請書受付期間

6月9日(月)～9月30日(火)

■申請方法

①6月上旬に、児童手当の現況届提出の願いと一緒に給付金の案内と申請書を送付します。必要事項などを記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

②所属庁から児童手当が支給されている公務員は、所属庁から渡されている給付金関係の書類を役場・福祉健康課窓口へ提出してください。

※①・②ともに申請書に基づき資格などを審査し、受給資格のある方には給付金を指定の銀行口座に振り込みます。



臨時福祉給付金

■給付対象者

基準日(平成26年1月1日)に松伏町に住民票があり、平成26年度分町民税(均等割)が課税されていない方

※ただし、次の場合などは支給対象外となります。

・課税されている方の扶養となっている方

・生活保護制度の被保護者となっている方

※平成26年1月2日以降に松伏町へ転入された方は、基準日(平成26年1月1日)現在の住所地まで連絡してください。

■給付金額

▶1人につき1万円を1回支給

▶次の方は、5千円が上乗せになります。

・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給されている方など

・児童扶養手当、特別障害手当などを受給されている方など

■申請手続・時期

町では、7月上旬の申請受付開始に向けて現在準備中です。詳しい内容については、決まり次第、広報や町ホームページでお知らせします。

給付金等の詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

・町や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にありません。

・町や厚生労働省などが、「子育て世帯臨時特例給付金」や「臨時福祉給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。